

川崎市学校評価システム検討会議最終報告書

特色ある学校づくりをめざして

— 学校評価システムの確立に向けて —



平成17年 2月

川崎市学校評価システム検討会議

目次

はじめに	1
1 最終報告書の策定にあたって	2
(1) 策定の趣旨	
2 学校評価についての基本的な考え方	3
(1) 学校評価システムとは	
(2) 学校評価システムの目的	
(3) 川崎市の学校評価システムの考え方	
3 学校評価システムの具体的な展開に向けて	6
PLAN (計画)	
(1) 作成の手順	
① 学校経営計画の作成 (例)	
② 作成上の留意点	
DO (実践)	
(1) 評価計画に基づいた実践	
(2) 子どもの育ちの見取り	
CHECK (評価)	
(1) 内部評価について	
(2) 外部評価について	
ACTION (改善)	
(1) 改善に向けて	
(2) 評価結果の公表	
4 実施にあたっての留意点	10
(1) 校内推進体制の整備	
(2) 積極的な情報発信・受信の必要性	
(3) 評価項目の継続的な見直し	
(4) 子どもとともに	
おわりに	14

はじめに

本市では、文部科学省から学校の評価システムに関する調査研究の実施についての研究委嘱を受け、平成 14 年度より、学識経験者 3 名、国立教育政策研究所関係者 1 名、学校関係者 7 名、PTA 連絡協議会代表者 2 名、教育委員会関係者 4 名、計 17 名で構成される、「川崎市学校評価システム検討会議」を立上げ、より開かれた学校づくりの推進、学校体制の確立及び教育内容の充実等を図ることを目的に、「川崎市における学校評価システムの構築と運用」をめざした研究を開始しました。

これまでの学校教育活動における評価活動の現状や、「かわさき教育プラン」策定会議における学校評価のあり方への提言、川崎市総合教育センターの学校経営研究会議における「学校経営に関する評価」の内容等を参考にするとともに、先行研究や先進県の取組の事例なども参考にしながら検討を重ね、川崎らしさを取り入れた、学校の自己点検・自己評価の在り方やその実現に向けた学校評価の方法について一定の方向性を中間報告として平成 16 年 3 月にまとめることができました。

今年度は、学校経営計画に基づく自己評価結果を外部に公開し、外部評価を受けることにより、より信頼性の高い評価にしていくことをめざす「外部評価のあり方」についての研究を推進してまいりました。

また、「地域に開かれた魅力ある学校をつくる」ためには、学校の情報をわかりやすく積極的に保護者や地域の方々に公表し、学校運営に対して、学校内部での評価とともに保護者や地域の方々の学校外部による評価を行う、学校評価のあり方についても研究し、この度、最終報告としてまとめることができました。

各学校におかれましては、本報告書をご参照いただき、学校評価システムの確立に向けた取組にさらに推進していただきますようお願い申し上げます。

1 最終報告書の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

学校評価の提言

中央教育審議会答申（平成10年9月）や教育改革国民会議（平成12年12月）などにおいて、学校は教育目標や教育計画等を保護者や地域の人々に説明するとともに、その達成状況を自己評価するなど、学校評価を導入し教育活動全般の改善につなげていくことが提案されました。

また、学校は教育活動や学校運営の状況について、自己点検及び自己評価を行ない、その結果を公表するよう努めるものと、平成14年3月29日に小・中学校の設置基準（文部科学省令）が制定され、同年4月1日付けで施行されました。

川崎市の取組

川崎市では、平成13年度より「子どもの権利に関する条例」が施行され、子どもの人権を大切にした教育の実現をめざした取組を行うとともに、教育の公開性と中立を柱として、開かれた学校づくりの推進、学校体制の確立及び教育内容の充実等を図り、信頼される公教育の基盤づくりに努めています。また、学校教育推進会議（学校評議員）を定着させ教育内容や学校の教育活動について、子どもを交えた中で、保護者や地域の人々に説明責任を果たす取組をしているところです。

開かれた学校づくり に向けた学校評価

本市におきましては、平成14年度6月に、「川崎市学校評価システム検討会議」を設置し、川崎市における学校評価システムの構築と運用をめざした研究を、すすめてまいりました。特に、教育活動の結果について組織的・継続的に分析し、その結果の情報を学校評価として保護者や地域の人々に公開するとともに、家庭・地域と協働のもと「地域に開かれた魅力ある学校づくり」をめざした、学校評価のあり方について研究に取り組みました。

2 学校評価についての基本的な考え方

(1) 学校評価システムとは

学校評価とは

学校評価とは、内部評価としての学校の自己点検・自己評価、外部評価を基に、学校運営や教育活動について主体的かつ継続的に改善を図る仕組みです。

その際、PLAN（計画）→DO（実践）→CHECK（評価）→ACTION（改善）というマネジメントサイクルを導入することが必要となります。また、評価の客観性・信頼性を高めるためには、外部からの評価も重要です。

(2) 学校評価システムの目的

学校評価で学校が変わる

<学校経営の継続性>

- ・年度が変わり、校長や教職員が異動しても、前年度までの成果を生かした継続的・発展的な学校経営に取り組むことができます。

<問題意識や達成感の共有>

- ・計画が実践され、またそれを評価することにより次への改善に生かされることを通じて、教職員、児童生徒、保護者・地域の人々等の問題意識や達成感が共有されます。

<学校教育への参画意識の高まり>

- ・地域に根ざした学校づくりへの意識が高まります。
- ・地域に根ざした学校を創造するという意識が高まります。

(3) 川崎市の学校評価システムの考え方

学校経営責任の明確化

学校では、各種行事の終了後や年度末に教育活動を振り返り、次への改善を図るために、主として教職員を中心に自己評価を行ってきました。しかし、これからは今まで以上に、学校内での評価を充実させ、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域の人々に説明するとともに、その達成状況等に関する評価を実施し、保護者や地域の人々にその結果を公表することによって、学校としての「経営責任」の明確化を図り、校内組織の透明性を確保する必要があります。

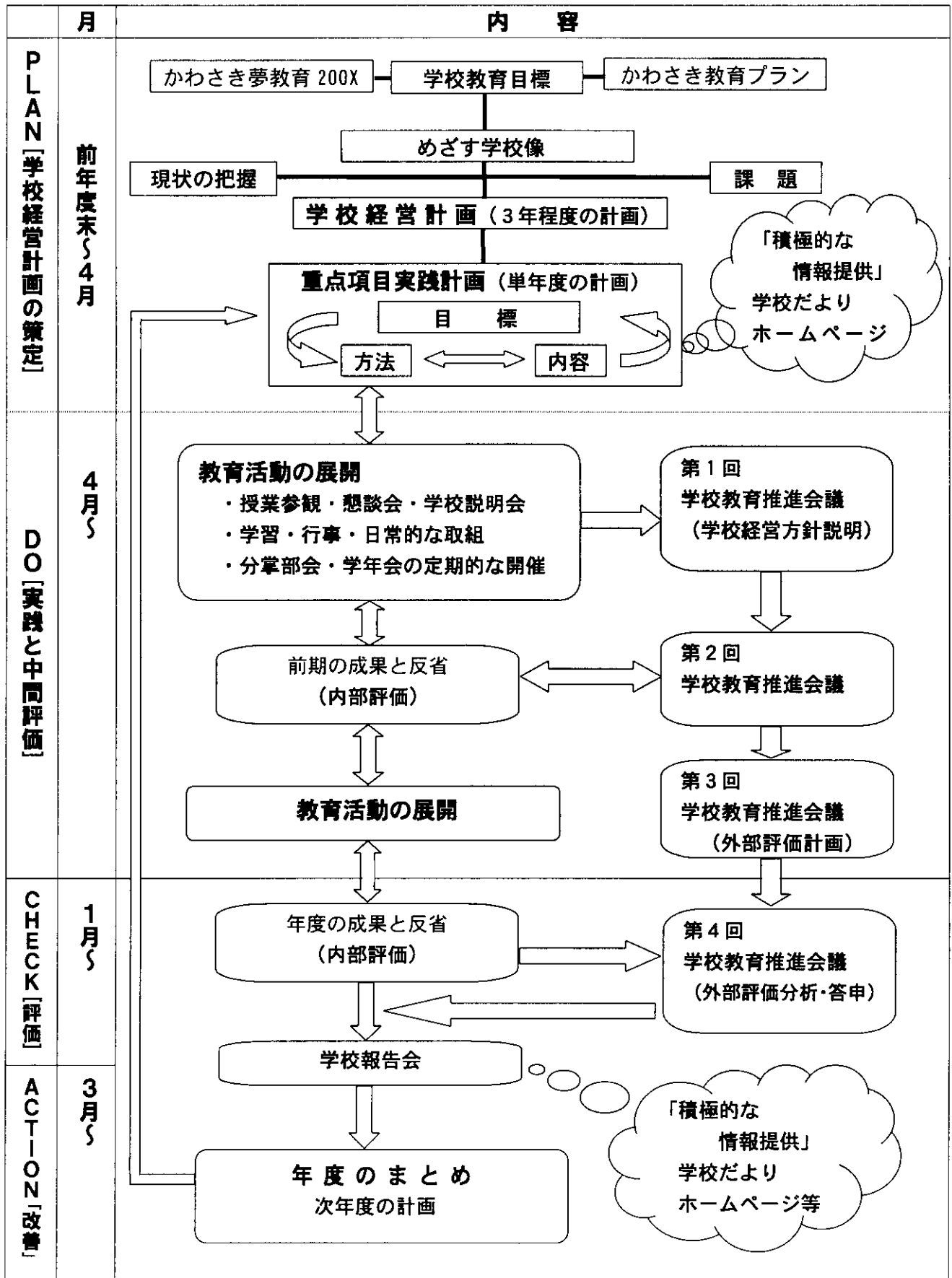
さらに、教育活動に対する保護者や地域の人々等の理解と協力を得るために、保護者や地域の人々、「学校教育推進会議」等の意見や要望を反映させた外部評価を加えることにより、評価活動の客観性・信頼性を高めていくことが重要です。

具体的な学校評価の進め方

川崎市では、毎年『かわさき夢教育200X』を教育施策として示しており、各学校は、その共通認識のもとに特色ある学校づくりに取り組んでいます。

学校経営計画では、3年程度の期間をかけて実現させていく「学校経営方針」と1年間で実現させる「本年度重点目標（単年度の計画）」、さらに、それを実現させるための手だてとなる「具体的な方策」が必要です。そして、その方策が適切に実践されたかについて、「評価の観点」と「判定の基準」を示し、数値化できるものはなるべく具体的に数値化されるような評価としていく「自己点検・自己評価シート」を作成する必要があります。このような形で評価された各学校の結果は、次年度の教育施策に反映されることにつながることであり、また、このようなサイクルを繰り返すことや、教育委員会が各学校の取組や結果について支援していくことが、川崎市全体の教育のさらなる質の向上になると考えます。

学校評価システムの流れ



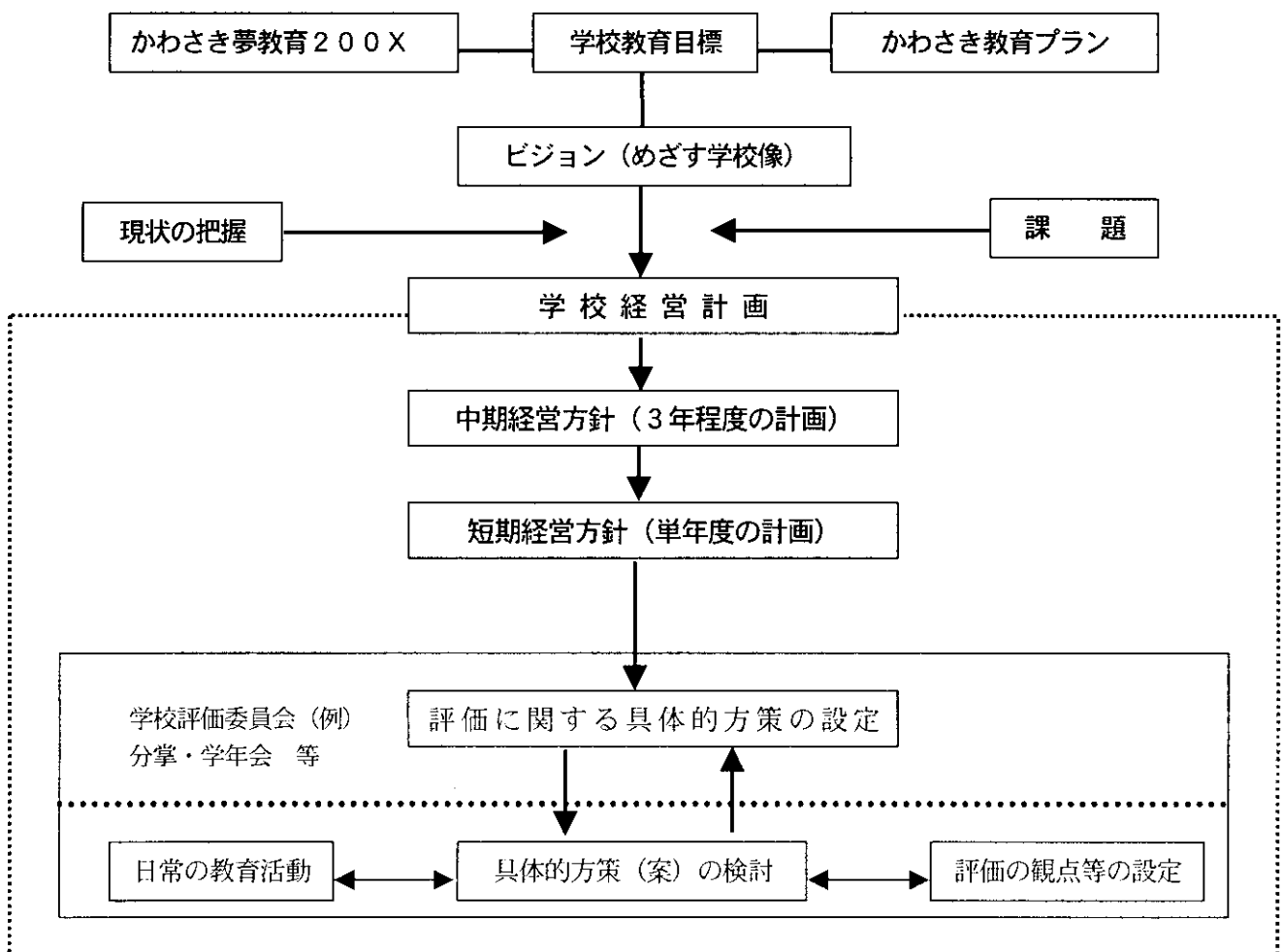
3 学校評価システムの具体的な展開に向けて

PLAN (計画)

(1) 作成の手順

学校経営計画は、校長自らの経営理念のもとに、各学校が計画・作成するものです。その際には、「めざす学校像」の実現に向けて、各学校独自の具体的・客観的で検証可能な経営目標を設定する必要があります。そのため、学校経営計画においては、基本的な要素に絞り、その他については、児童生徒や地域等の実態に応じ、創意工夫のもと主体的に作成することがのぞましいと考えます。

① 学校経営計画の作成 (例)



② 作成上の留意点

<学校経営計画>

学校経営計画では、地域や児童生徒の実態を把握して、児童生徒に身につけさせた力や態度、それを実現するための学校、教職員の姿を具体的な形で設定します。その際、教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒や保護者、地域の人々にも周知することが大切です。そのことにより、それぞれがその内容を共有し、互いに協力し合って組織的、継続的に改善に取り組むことができるようになります。

<具体的な経営方針の設定>

校長は、学校教育目標、めざす学校像を踏まえ、当面の学校のめざすべき方向を示した中期経営方針（3年程度の経営目標）とそれを達成するためのより具体化された短期経営方針（単年度の経営目標）を設定します。

中期経営方針には、【思いやりの心・感動する心の育成】 【わかる授業・個に応じた指導の充実】 【子どもを地域社会とともに育成】 というような『かわさき夢教育200X』（川崎市の施策）を共通の視点として盛り込むとともに、学校固有の課題解決を図る視点や特色づくりを推進するための視点を設けることも考えられます。

<具体的な方策>

具体的な方策は、中期経営方針、短期経営方針を達成するための具体的な手だてであり、具体的な方策の実現状況を評価するための項目です。したがって評価するだけでなく、改善に生かすことができるよう工夫する必要があります。そのため、できるものについては、数値化した基準を設定したり、数値化が困難な場合についても、できるだけ検証可能な項目を設定したり、児童生徒や家庭等にアンケート形式による調査を行うなどして、評価の結果が客観的でわかりやすいものとなるよう工夫することが必要となります。

DO (実践)

(1) 評価計画に基づいた実践

中期経営方針の達成に向けて策定された具体的な方策に基づいて、子どもの実態の変化や活動の状況を的確に把握しながら、教育活動を展開します。

(2) 子どもの育ちの見取り

評価計画に基づいて実践を行う中で、子どもの実態の変化を見取ることが重要になります。子どもの状況を把握することが評価につながっていくので、その方法を工夫することが必要です。

CHECK (評価)

(1) 内部評価について

学校評価委員会等において中期経営方針等の達成状況について教職員による自己点検・自己評価をします。また、実施に際しては必要に応じて児童生徒や家庭からのアンケート等による意見を参考とします。評価は、年度末のみでなく、学期ごとやその他随時に行うことが必要です。評価の観点及び判定基準は、達成状況を客観的に判断できるように各学校で設定し公表します。

[評価項目例と判定基準例] (「学校評価システムの確立に向けて」のリーフレット評価シートより抜粋)

「具体的方策例1」

体験活動を積極的に教育課程に位置づけ、子どもに豊かな人間性や感動する心の育成を図る。

(評価の観点)

各学年の教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の様々な教育活動において、体験学習を位置づけて実践をしている。

(判定の基準)

- ・ A 満足している
→ 体験学習が計画の段階からきちんと位置づけられ実践され成果をあげている。
- ・ B おおむね満足している
→ 体験学習が、きちんと計画・実践され位置づいているが、成果についてはやや課題がある。
- ・ C どちらかといえば課題がある
→ 体験学習が、きちんと計画されているが、実践について課題を残した。
- ・ D 課題がある
→ 体験学習が計画されているが、実施できない学年もあり課題がみられた。

(2) 外部評価について

① ねらい

学校経営計画をもとに、学校の教育活動等について、より広く評価をもとめ、自己評価活動の信頼性や評価結果の客観性を高めるために行うものです。

② 評価者

学校教育推進会議のメンバーを中心として外部評価を実施します。

③ 評価の内容

学校の自己評価の結果と、それに基づいて学校が示す改善方策及び自己評価活動全般に対して意見を述べるものです。学校教育推進会議では、学校の自己評価の結果を校長が提示し、その内容について意見交換をした後、改善についても校長と意見の交換をします。

ACTION (改善)

(1) 改善にむけて

評価結果の集計・分析により、目標達成の状況やその要因、背景、課題等を明らかにし、その結果を次年度の学級経営計画の策定に活用するなどして教育活動の改善を行います。年度途中での評価については、当該年度の学校経営計画の見直しに活用するなど、柔軟な対応がのぞまれるところです。

(2) 評価結果の公表

校長は、学校評価の結果を家庭や地域等に公表します。公表内容は、評価結果を図表やグラフなどを使って、簡潔明瞭でわかりやすい内容となるよう心がけます。また、年度当初設定した中期経営方針との関連や今後の改善の方法についても明らかにする必要があります。公表の方法については、学校教育推進会議等への説明の他、学校だよりの活用、各種懇談会・説明会、PTA総会の活用、インターネットのホームページへの掲載、地域への回覧など、多くの保護者や地域の人々等に提供するための適切な方法を工夫することが大切です。

4 実践にあたっての留意点

(1) 校内推進体制の整備

共通理解

学校評価システムを機能させる上で、最も大切なことは、学校評価の必要性を全教職員が共通理解していることです。校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が、よりよい学校をつくっていかうという意識で、日々の教育活動を展開していくことが必要です。そして、その成果を確かめるために、自己点検・自己評価等の内部評価を行い、その結果を自分のものとして受け止め、学校全体として次の教育活動に生かしていかうという姿勢が、学校評価システム推進の原動力になるのです。

組織づくり

校内に教職員が構成する学校評価委員会等を組織し、学校評価に関する基本的な考え方、方針、具体的な実施案等を作成し、全職員で検討し実施していききたいものです。評価の観点及び基準等も事前に十分話し合っ、全職員で取り組む学校評価システムにしていくことが大切です。

「開かれた学校」をめざして

地域に開かれた学校づくりのためには、学校及び家庭・地域が一体となって、子どもの教育に取り組む環境をつくるのが大切です。校長は、学校の現状や課題を把握するとともに、家庭・地域の思いや願いを学校経営に反映することも必要です。そのことにより、学校だけではなく地域の人々とともに学校をつくっているという参画意識を育てることになります。

そのことが、子どものよりよい成長をめざした学校評価にもつながり、学校の教育活動の質を高めることになります。

(2) 積極的な情報発信・受信の必要性

情報の発信・受信

情報の発信については、これまでも「学校ホームページ」や「学校だより」「学年だより」等で、学校の経営方針や教育実践を、保護者・地域の人々にむけて発信するなどの取組がなされてきました。

これらは一方向的な発信ですが、今後は双方向的な情報の発信・受信を、積極的に行わなければなりません。

そして、さまざまな機会をとらえて、児童生徒、保護者・地域の人々の声を広く聞く工夫が必要になります。学校説明会や学校教育推進会議・地域教育会議は、学校経営について、直接意見を交換できるよい機会です。

情報発信については、児童生徒や保護者・地域の人々の個人情報やプライバシーの問題に特に注意しなければなりません。児童生徒の写真や作品等を掲載するときには事前に保護者の許可を得るなど十分に配慮することが必要です。

保護者や地域の人々の声を聞く

保護者や地域の人々の評価を数値化することで、保護者や地域の人々が学校をどのようにとらえているかということについての傾向はわかります。具体的な意見を求めたいときには、アンケートの実施も有効です。自由記述などの欄を設けて直接的な保護者や地域の人々の声を聞くことで、早期に問題点を把握し対処することができるだけでなく、「学校は保護者の意見を聞こうとしている」という姿勢を示すことにもつながります。そして、その意見を集約し、どのように受け止めたかを公表し発信していくことは、家庭・地域と協働して学校をつくっていくことにもつながっていきます。

(2) 評価項目の継続的な見直し

特色ある学校に

学校経営をよりよいものに改善していくための評価をですから、改善した教育計画に合わせて常に具体的な方策や評価の観点を見直していく必要があります。また、学校経営計画に合わせて、新たな内容に挑戦したり、評価の観点を変えたりすることで、学校に活力を与え、特色ある学校づくりをめざすことになります。

信頼される学校に

学校・家庭・地域が連携して学校をつくっていくことは、教育活動にとって大変有意義なことです。児童生徒の意欲向上や教職員の協働化、家庭や地域の教育に対する関心の高まりなど学校が活性化する要因につながります。

そして、教職員、児童生徒、保護者・地域の人々が教育活動に参画しているという意識がさらに高まり、いっそう学校との信頼関係が深まることになります。

(4) 子どもとともに

子どもの成長のために

学校評価の具体的な方策や評価の観点をいかに検証可能な具体的なものにしても、その結果は、どうしても全体の傾向として表れ、個々の子どもの姿を見るには、限界があります。

教職員全員が、一人一人の子どもをかけがいのない存在として成長を見守り、必要に応じて適切な支援をしていくことが重要です。

一人一人を大切に

一人一人の学習や生活について、指導や努力の成果を少しでも目に見える形にして伝えていくことが、子どもの努力に応えることにつながります。子どもの作品やノートに○をつけるだけでなく、具体的にどこがよかったのか、どのような力がついたのか、わかるようにコメントしていくことが子どもの意欲喚起を促すのです。また、子どもとのコミュニケーションも機会をのがさず行い、子ども一人一人が自分の存在を尊重されていることを実感させることが大切です。

信頼される教師

児童生徒は学校生活のなかで、多くの教職員にかかわります。一人一人の児童生徒を多くの教職員の目で見守り、支えていくことは子どもの豊かな成長につながります。

一人一人の子どもが、数多くの先生と信頼関係を築くことをとおして、自分の成長を自覚することは、保護者にとっても喜びです。そのことが、学校への信頼を高め、学校への評価にもつながります。

連絡帳や電話を積極的に活用し、日常の子どもの様子やよい行動を保護者に伝えるなど、一人一人の教職員の子どもの寄り添った日々の取組の継続が、子どもたちや保護者から信頼される学校づくりにつながります。

おわりに

本検討会議においては、「かわさき教育プラン」策定会議における学校評価のあり方についての提言、先行事例や実践研究の成果等を参考にしながら、学校評価の基本的な考え方、本市における学校評価システムの確立、学校評価システムの具体的な展開、実践に当たっての留意点等について協議を深め、そのまとめとして報告書を作成しました。

今日の学校教育においては、教職員一人一人が、自ら学校経営に参画し、自己の職責を自覚して学校づくりに取り組むこと、地域社会とともに歩む「開かれた学校づくり」を推進すること等が求められています。

学校評価システムの導入は、こうした今日求められている主体的・自律的な学校の姿を具現化するものであり、学校組織と教育活動の活性化を図ることなどに必要不可欠なものであると考えます。

本市における学校評価システムの取組の見通しといたしましては、平成17年度は「学校評価システム実践校」において、本報告書をご参考に実践研究を推進し、検証していただく予定でございます。

平成17年度末には、実践校の成果と課題を各学校にお伝えいたしますので、各学校におかれましては、これを踏まえて独自の評価システムを構築していただきたいと思います。各学校が積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

おわりに、ご多用の中を、本検討会議にご参加、ご協力くださいました関係の皆様方に心よりお礼申し上げます。

平成17年2月

川崎市学校評価システム検討会議

参考資料

資料1 川崎市学校評価システム検討会議設置要項

資料2 川崎市学校評価システム検討会議委員名簿

資料3 川崎市学校評価システム検討会議審議経過

資料4 各学校の実践事例

- 川崎市立宮前小学校
- 川崎市立夢見ヶ崎小学校
- 川崎市立下沼部小学校
- 川崎市立今井中学校
- 川崎市立稲田中学校

資料5 川崎市個人情報保護条例



川崎市学校評価システム検討会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市における学校評価の在り方に関して研究検討し、川崎市の教育施策に基づいた学校評価システムの構築とその運用を目指すことを目的に、川崎市学校評価システム検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市における学校評価システムの基本的な方向性について
- (2) 学校評価システムの構築とその運用について
- (3) その他、学校評価システムに関することについて

(委員)

第3条 検討会議は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び教育行政に見識を有する者の中から教育長が委嘱する。

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を主宰し、検討会議全体を掌理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を主宰する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、川崎市教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるものの他、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年6月18日から施行する。

学校評価システム検討会議出席者名簿（平成14～16年度） <資料2>

(敬称略)

委員名	所属及び役職	備考
山極 隆	玉川大学教授	14・15・16年度委員
牧 昌見	聖徳大学教授	14・15・16年度委員
村井 守	玉川大学講師	14・15・16年度委員
工藤 文三	国立教育政策研究所総括研究官 国立教育政策研究所室長	14・15年度委員 16年度委員
秋山 薫	PTA連絡協議会会長	14年度委員
西山 克枝	PTA連絡協議会副会長 PTA連絡協議会会長	14年度委員 15・16年度委員
松本 弘	PTA連絡協議会副会長	15年度委員
白井 孝昌	PTA連絡協議会副会長	16年度委員
高橋 薫	市立新城小学校付属幼稚園長	14年度委員
釜田 美津子	市立生田幼稚園長	15年度委員
藤本 歌子	市立生田幼稚園長	16年度委員
吉田 武	市立下沼部小学校長	14・15・16年度委員
渡邊 希一	市立宮内小学校長 市立麻生小学校長	14・15年度委員 16年度委員
平野 英雄	市立子母口小学校長	16年度委員
垣東 節夫	市立御幸中学校長 市総合教育センター所長	14年度委員 16年度委員
正村 和久	市立宮前平中学校長	15年度委員
川瀬 純一	市立稲田中学校長	15・16年度委員
川辺 次郎	市立西中原中学校長	14年度委員
岡村 修	市立今井中学校長	16年度委員
塩見 幸男	市立川崎総合科学高等学校長	14年度委員
高橋 靖之	市立川崎高等学校	15年度委員
永野 浩	市立商業高等学校長	16年度委員
石原 由美子	田島養護学校長	14・15年度委員
古川 憲	市立養護学校長	16年度委員
三原 良明	市総合教育センター所長	14・15年度委員
前田 博明	市総合教育センター室長	14・15年度委員
大平 眞史	市総合教育センター室長	16年度委員
郡司 常雄	教育委員会学校教育部長	14・15年度委員
隅田 康之	教育委員会学校教育部長	16年度委員
見富 信義	教育委員会指導課長	14年度委員
竹田 文夫	・教育委員会指導課長	15年度委員
石川 敏廣	教育委員会指導課長	16年度委員

川崎市学校評価システム検討会議 審議経過

(1) 平成14年度

区分	開催月日・場所	審議事項等
第1回	2002年(平成14年) 11月27日 川崎市教育会館 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員紹介 ・ 趣旨説明 ・ 座長選出 ・ 研究協議 (1) 「学校の評価システムに関する調査研究」 実施計画について (2) 今後の調査研究の予定について
第2回	2003年(平成15年) 2月27日 いさご会館 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨説明 ・ 講演 「学校の自己評価について」 講師 聖徳大学教授 牧 昌見先生 ・ 研究協議 (1) 学校評価システムの在り方について (2) 内部評価「外部評価」の在り方について (3) 今後の調査研究の進め方について

(2) 平成15年度

区分	開催月日・場所	審議事項等
第1回	2003年(平成15年) 6月18日 川崎市教育会館 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員紹介 ・ 趣旨説明(昨年度の審議経過報告) ・ 座長選出 ・ 研究協議 <p>(1) 平成15年度「学校の評価システムに関する調査研究」の内容について</p> <p>(2) 今後の調査研究の予定について</p>
第2回	2003年(平成15年) 7月28日 第3庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新委員紹介 ・ 趣旨説明 ・ 研究協議 <p>(1) 学校の自己点検・自己評価の全体構成について</p> <p>(2) 今後の調査研究会議の進め方について</p>
	2003年(平成15年) 11月5日～6日	先進地調査(広島市)
第3回	2003年(平成15年) 12月4日 教育委員会第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨説明 ・ 講演 <p>「学校評価システム構築に向けた取組みとその課題」</p> <p>講師 玉川大学学術研究所教授 山極 隆先生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地調査(広島市)報告
第4回	2004年(平成16年) 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨説明 ・ 研究協議 <p>(1) 中間報告書の作成について</p> <p>(2) 事務局分担「学校評価の具体的例について」の内容検討</p>
第5回	2004年(平成16年) 2月20日 教育委員会第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨説明 ・ 研究協議 <p>(1) 中間報告書の作成について</p> <p>(2) 事務局分担「学校評価の具体的例について」の内容検討</p>

(3) 平成16年度

区分	開催月日・場所	審議事項等
第1回	2004年(平成16年) 7月15日 川崎市教育会館 第3会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 委員紹介・ 趣旨説明・ 座長選出・ 研究協議 <p>(1) 昨年度までの協議内容の概略、経過説明 (2) 今年度の検討課題について</p>
第2回	2004年(平成16年) 10月25日 川崎市教育会館 第3会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 趣旨説明・ 研究協議 <p>(1) 前回の議事録の確認 (2) 川崎市学校評価システムリーフレットの作成について</p>
第3回	2005年(平成17年) 1月27日 川崎市教育会館 第3会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 趣旨説明・ 研究協議 <p>(1) 前回の議事録の確認 (2) 川崎市学校評価システムリーフレットの作成について(原稿の確認) (3) 川崎市学校評価システム最終報告書の原稿の検討について</p>



各学校の実践事例

○ 宮前小学校の事例

1 学校経営ビジョンの提示

宮前小学校では、校長が立てた学校経営ビジョンを職員会議で提示、説明して教職員の理解を図り、学校説明会等で保護者に説明を行います。そのビジョンに沿ったさまざまな教育活動に取り組む中で、教職員による自己評価が内部評価として実行されます。また、授業観察カードを用いた管理職による授業観察も行われ、この両方の結果を併せて校長による評価及び教職員との面接による改善が随時行われています。

2 学校教育推進会議による評価

2月頃に、評価担当による保護者等への教育活動アンケートを実施し、学校教育推進会議はこのアンケート結果を分析して、3月の学校説明会で今年度の教育活動について校長に答申を行っています。

この事例では、この答申や学校内部での教育活動の評価に基づいて、校長は、より改善された新年度の学校経営ビジョンを立てるという学校運営のサイクルを分かりやすく示してあります。



学校評価システム実践例

川崎市立宮前小学校

かかわる力と豊かな心をもつ

たくましいこの育成をめざして

Ⅰ めざす学校像について

1 本校の教育目標

かかわる力と豊かな心をもつ、たくましいこの育成をめざして

清潔で環境が整った、花いっぱい为学校

明るい挨拶を交し合い、声をかけ合い、協力し合う子いっばい为学校

外で元気に遊ぶ子、めあてをもって学習に取り組む子いっばい为学校

こんな学校に

児童が 宮前小学校で学んでよかったと思える学校

教職員が 宮前小学校で教えてよかったと思える学校

保護者が 宮前小学校で学ばせてよかったと思える学校

2 本年度の努力点

- (1) 教師と児童、児童と児童が互いに認め合い、励ましあう人間関係を築き、児童一人一人が活躍できる学級・学年経営に努める。
- (2) 課題をつくり、主体的に判断し、よりよく問題を解決できるように工夫した学習指導や協力指導の推進に努める。
- (3) 子どもの人権を基盤においた人権共生教育を推進し、「ちがいを認め、共に育つ」児童の育成に努める。
- (4) 健康な身体とたくましい心づくりをめざし、安全な学校生活が送れるように努める。
- (5) 清掃活動や栽培活動を通して、清潔で潤いのある教育環境づくりに努める。
- (6) 読書指導を通して、想像したり、共感したり、自分を見つめたりする豊かな心の育成に努める。

3 実践上の留意点

- (1) 教育目標具現化に向けて、本年度の努力点を踏まえ、学年・学級経営案や週案等でより具現化を図り、想像と活力に満ちた学級・学年経営に努める。
- (2) 学習や生活面の基礎・基本を図るために、体験を重視し、児童の活動の場を設けた教育活動の展開に努め、児童一人一人に存在感・成就感を与える。
- (3) オープンスペース、コンピュータ、地域の教育力を積極的に活用し、教材研究や学習指導法の研究を深めて、授業の質的改善を図る。
- (4) 特別支援教育を中心に障害児教育や人権共生教育・児童指導等の研修を深め、教職員の意識改革を図るとともに、児童・保護者地域への啓発を行う。

- (5) 学校評価や教職員人事評価の問題を組織的に研修し、家庭・地域社会から信頼される学校づくりを行う。

4 学年、学級等経営案

教員だけでなく職員全員が経営案を書き、学校教育目標の具現化に向けて取り組んでいる。学年・学級の目標とともに、校務分掌上の目標を入れて、年間を通しての見通しのもとに、その達成をめざして努力している。この経営案を書くことで、それぞれが自分の仕事分担をしっかりと認識するとともに、計画的に取り組むことができた。経営案はまとめて全職員に配付しているが、お互いに誰がどのような仕事をしているかを確認することで理解も深まり、協力する姿も見られるようになってきた。

(抜粋)

第〇学年〇組担任 ○○○○

I 目標と経営方針

教育目標の具現化に向けた経営方針（めざす学校像）

- ☆学ぶ楽しさが 味わえる学校
- ☆一人一人の子どもが 生きる学校
- ☆保護者・地域と共に 歩む学校

学級経営方針

- ☆基礎的学力の充実を図るとともに、学習の約束を身につけさせながら、最後までやり遂げられるよう支援していきたい。
- ☆一人一人の個性を大切にしながら、その子の持っている良いところを見つけ、励まし、伸ばしていきたい。

II 経営の重点

☆初任者研修

多くの研修機会を設け、教員としての資質を高めさせると共に、教科指導においては、さらに教材研究を行い、学んだことを児童に還元させていくための研修を行っていきたい。

III 運営計画

個人の研修課題	4月	5月	6月	7月	8月
確かな学力育成のための指導と評価の研究	4日：諸準備 5日：始業式・入学式 8日：初任研連絡協議会 15日：懇談会 27日：PTA 総会第1回学校説明会	1日：お迎え集会 7日：就学奨励委員会 14日：避難訓練 19日：市研究会総会	5日：お楽しみ集会 14日：プール開始 16日：第1回研究授業 23日：第1回学校教育推進会議 30日：第2回研究授業	8日：初任研指導主事訪問 9日：参観・懇談会 14日：通信票提出 20日：終業式 20・21日：夏休み楽しい学習教室	3日：セミナー出席 27日：校内研修会 31日：校内研修会

新しい学校評価について

1 新しい学校評価についての基本姿勢

新しい学校評価についての基本姿勢

《内部評価（教職員による自己評価）》

+ 《外部評価（保護者による教育活動アンケート）》

学校改善につなげる実効性のある評価にするためには、外部の評価を加えることが有用である。また、単に外部評価者の評価を取り入れるだけでなく、学校の外部評価に項目にかかわる部分の内部評価結果を外部評価者に示し、それを踏まえた外部評価を行うことで、より客観性のある評価が実現する。

2 外部評価を取り入れた新しい学校評価の目的

- ・ 特色ある学校づくりのより一層の推進と学校の活性化
- ・ 学校評価に基づく成果基盤型の学校への転換
- ・ 学校教育、教員の質の向上
- ・ 学校、保護者、地域が一体となった学校づくり

3 新しい学校評価の内容

① 学校評価の様式

ア 質問要素

- A 学校の総体に関して
- B 基礎学力の定着に関して
- C 社会性・人間性の育成に関して
- D 保護者・地域との連携に関して
- E 独自の特色ある教育活動に関して
- F 教員の資質・能力に関して

イ 評価は各設問について、1～5の5段階で評価する。
最後に全体に関する自由意見を記述する。

ウ 内部評価は診断研のものを実施する。

- 1 そう思う
- 2 ややそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 あまりそう思わない
- 5 そう思わない

② 外部評価について

本校保護者一今年度は、PTA 総会で説明を聞きながら記入してもらう。

③ 外部評価の担当と結果の生かし方

- ・ 学校教育推進会議の中で、学校評価担当を決めて（4～5人）計画、立案、集計、分析を行う。
- ・ 2月実施、3月答申。

学校運営サイクル（学校評価システム）

	学 校	子ども・保護者	地域・学校教育推進会議
4 月	校長の経営方針 学年・校務分掌決定（面談①） 各担当からの具体案	授業参観・懇談会 学校説明会 学習状況調査	学校だより・学年だより （原則月1回）
5 月	学年・学級経営案作成（面談②）	教育相談	学習支援ボランティア打合せ
6 月	リーフレット作成 授業研究会・実践（面談③）	学年授業参観日 学校保健委員会	リーフレット配布 （保護者・地域） 第1回学校教育推進会議
7 月	1学期のまとめ（面談④）	保護者会・懇談会	
8 月	2学期に向けての計画（面談⑤）		子ども110番実施委員会
9 月	授業研究会・実践	授業参観・懇談会	
10月	阿波踊り 運動会 授業研究会・実践（面談⑥）		地域教育会議 「教育を語る集い」 高齢者とのふれあい集会
11月	授業研究会・実践 作品展	授業参観週間 教育相談	教職員による内部評価 （10月末）
12月	教職員による自己評価 2学期のまとめと3学期に向けて の計画・反省（面談⑦） 学習発表会	保護者会・懇談会	第2回学校教育推進会議 （評価計画）
1 月	授業研究会・実践（面談⑧） 公開研究会	授業参観・懇談会	
2 月	学習発表会		保護者による外部評価
3 月	年度のまとめと次年度の計画 （面談⑨）		第3回学校教育推進会議 （分析・答申）

○夢見ヶ崎小学校の事例

1 学校教育目標の具現化の構想

夢見ヶ崎小学校では、学校教育目標の重点項目（3項目）を達成するために、それぞれに対応したプロジェクトチームを編成し、徹底した教育活動を展開することを中心として学校経営を推進しています。

2 授業観察を中心とした評価

「学校教育推進委員や保護者による授業観察を中心とした評価」を中心として掲載してあります。

保護者を中心としてわくわくプラザの職員や地域の子どもの会の方など、直接子どもたちとかかわりをもっている方々に、日頃の授業を中心として、月に数回の割合で授業参観をしていただいています。その際、授業評価カードを使用し客観的に評価できるようにしています。

この取組をとおして、授業の一層の充実のため一人一人の教員の研修必要性等を改めて見直すこととなります。

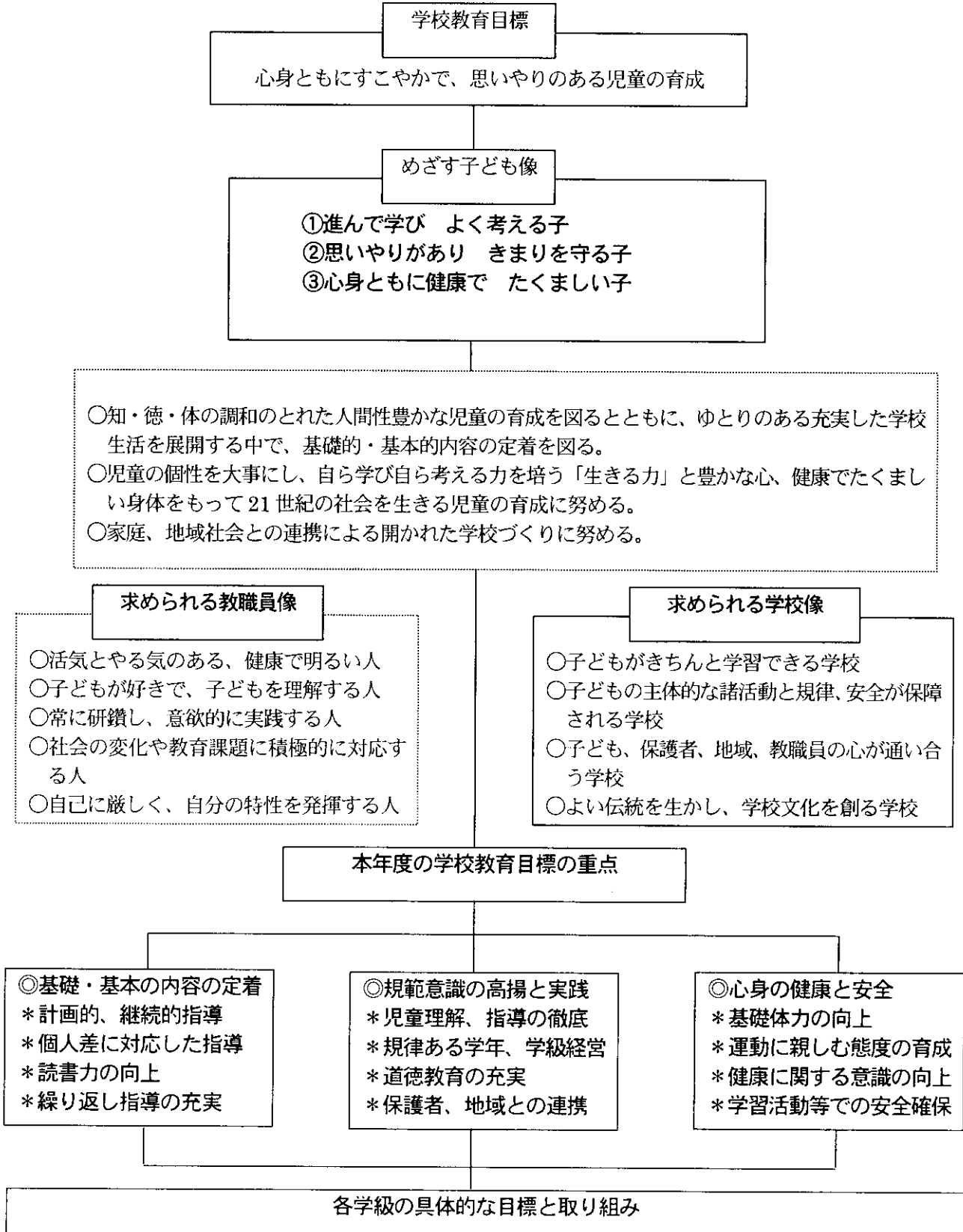
学校経営の中での授業の位置づけの重要性を見直すことのできる事例です。



学校評価の実践について

川崎市立夢見ヶ崎小学校

I 学校教育目標の具現化の構想



II 本年度学校教育目標の重点

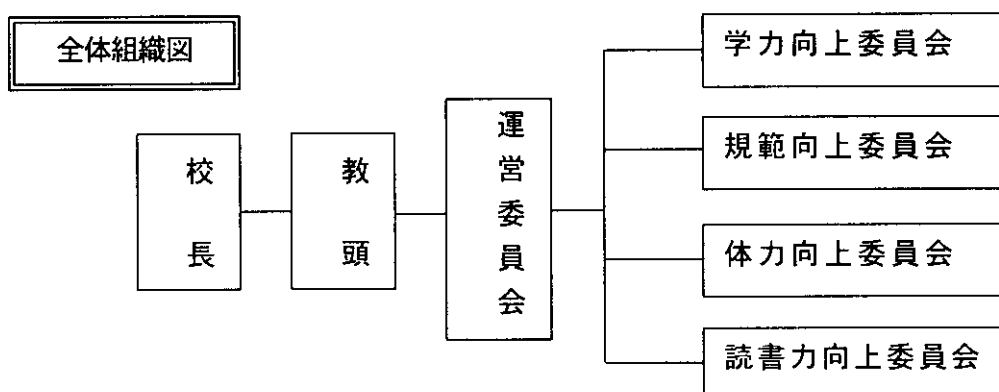
1 はじめに

本校は、創立20周年の区切りを付け、新たな気持ちで学校の機能や児童の実態、地域環境等考慮し、保護者や地域に信頼される学校教育を推進していきます。そのためには、「夢見ヶ崎小学校ではどんな教育が展開され、そこに通えば子どもにどんな力がつくのか。」といったことが、子どもや保護者、地域に明確に発信できる分かりやすい学校でなければなりません。学校は、子ども・保護者・地域を巻き込んで、それらの目標に向かって日々努力することで、一定の成果が目に見えてきたとき、それが結果として学校の特色となります。

そこで本校は、昨年度に引き続き次の3項目について重点とし、それぞれに対応したプロジェクトチームを編成し、従来にも増して徹底した教育活動を展開することで、目に見える形での成果を期待するものです。また、その成果や今後の課題について、保護者等に公表することも必要と考えます。

— 子ども像 —	⇒	— 重点項目 —
進んで学び よく考える子	⇒	基礎・基本の内容の定着
思いやりがあり きまりを守る子	⇒	規範意識の高揚と実践
心身ともに健康で たくましい子	⇒	心身の健康と安全

学校教育目標の重点項目を達成するために下記のプロジェクトを組織します。



「学校経営計画より（抜粋）」

学校の経営責任（結果責任）の明確化

(1) 学校の経営責任（結果責任）の明文化

(2) 責任の明確化と自己評価の対象

(略) 経営責任という、校長や教頭のことだろうといった受け止め方をしがちですが、それぞれの部署でその責任が問われるということを認識する必要があります。また、校内組織にかかわるもの及びその運営について自己評価の対象となるものです。

(3) 具体的な自己評価の内容例

自己点検・評価の中心的な項目は、本校の教育目標を達成するために、「どんな内部組織を設け、それらがどのように役割分担し、また運営・機能しているのか」という点です。

例えば、

- なぜ向上委員会があるのか。
- なぜ向上委員会があるのか。
- なぜ学級経営が行われているか。
- なぜ学年主任があるか、またどんな仕事をしているか。
- 学級担任等はどんな仕事をしているか。
- なぜ学年主任があるか、またどんな仕事をしているか。
- 教職員の研修の具体的内容とその成果はどうなっているのか。

これらのことが、学校教育目標に結び付けて説明できなければならないと考えます。

『学校評価の具体的な取り組み』

1 学校評価の考え方

(1) 教職員の自己評価

計画的な教育活動において、児童に対して日常何らかの評価が行われています。ここでは、教職員自ら立案した目標や指導計画、それらの手だてについて、児童がどの程度変容したのかを評価するものです。つまり、教職員自身の努力したことを評価するのではなく、あくまでも児童が指導の結果どのように変容したかを評価するものです。

(2) 外部評価

開かれた学校の観点から、学校の運営や教育活動について自己点検・自己評価することの意義が強調され、その公表が努力目標として位置づけられています。さらに、一歩進め、教育というサービスを受けている子どもや保護者、地域から、どのくらい満足をしているか、それは学校経営の良否を診断するバロメーターとなります。学校の経営状況を第三者から評価してもらうことも重要です。今年度は、日常の授業を中心に、学校教育推進委員・保護者による評価等を行います。

2 学校教育推進委員・保護者による授業観察を中心とした評価

(1) 実施方法

今年度6月より月に数回の割合で、授業参観する担任には事前に連絡をせず、教室を訪問する形で実施しています。参観するメンバーは保護者を中心としてわくわくプラザの職員や地域の子ども会の方等をお願いしています。評価の客観性を大切にするため、保護者は、自分の子どもの学年以外のクラスを観察しています。観察の際には、「授業観察カード」を使用しています。

＜平成16年度 学校だより 「ゆめみっこ 4号」より抜粋＞

授業の充実のため 学校教育推進委員による授業観察及び評価がスタート

(略)

これらの活動を推進する最も基本となるものは、各学級で行われている授業活動です。その時その時の授業は、児童にとって二度と無い時間です。教師と児童の緊張感のある真剣勝負でなければなりません。そのため、教師は指導力のさらなる向上に向けて、年間を通して外部講師を迎え、授業研究を重ねています。この間、その授業でねらった内容が児童に確実に定着したか等、常に教職員による評価が行われています。しかし、その評価は、教職員同行うため、時には自己満足や独善性に陥ったり、内部に甘くなったりすることがあるのも否めません。

そこで、本校では、4月の学校説明会でもお話したように、日常の授業を中心に、教育推進委員やPTA運営委員（16年度は教育推進委員を兼務）の皆様、教師の指導や児童の学習の様子など20項目の内容で評価してもらうことにしました。観察項目は『①指導方法』『②学習環境』『③児童の様子』で、大きく分けて三つになります。

授業観察は原則として2人一組で行い、保護者の場合はお子さんの学年に関係のない学級を観察してもらいます。観察の結果は学校長と教頭が集計し、場合によっては公表していきたいと考えています。初めての取り組みですので、いろいろと戸惑いもあるかも知れませんが、授業の一層の充実を図るためにご協力をお願い致します。

(2) 評価結果について

授業観察後については、客観的な評価をしていただいたということで真摯に受け止めるようにしています。特に各項目について「A」の評価をいただいた教職員に対しては、職員会議等、全体の場で公表して評価するようにしています。反面、「C」「D」の評価があった場合には、「どこが悪かったのか。」「なぜこのように評価されたのか。」を校長と教頭が一緒になって、改善を図るための方策を考えるようにしています。その後、再度授業観察を実施し、改善が図られたかの確認を行っています。

授 業 観 察 力 一 丁

夢見ヶ崎小学校

	月	日	曜日	校時	年 組	教科	授業者
	A : とてもそう思う			B : どちらかといえばそう思う			
	C : どちらかといえばそう思わない			D : 全く思わない			
	観 察 項 目						評 価
指導方法	①話し方が丁寧で、後ろまで聞こえるように話している。						A-B-C-D
	②何を学習する授業なのか、明確になっている。						A-B-C-D
	③指示が明確で、分かりやすい。						A-B-C-D
	④学習の流れに沿って、ていねいな字で板書をしている。						A-B-C-D
	⑤教材教具の扱いを、分かりやすく説明している。						A-B-C-D
	⑥子どもの理解を助ける資料を使っている。						A-B-C-D
	⑦一人一人の学習活動を見て回り、アドバイスをしている。						A-B-C-D
	⑧課題に取り組めない児童には、分かりやすく指導している。						A-B-C-D
	⑨考えたり、発言したりする場面が多くある。						A-B-C-D
	⑩その授業のまとめができています。						A-B-C-D
	⑪次の時間の課題を告げ、時間内に授業が終わる。						A-B-C-D
学習環境	⑫清掃がきちんとされて、整理整頓ができています。						A-B-C-D
	⑬先生の表情が明るく、温かみを感じる。						A-B-C-D
	⑭姿勢や礼儀及び学習ルールを身につかせようとしている。						A-B-C-D
	⑮季節や学習の進度にあった掲示物になっている。						A-B-C-D
児童の様子	⑯学習準備や着席、姿勢など学習の構えができています。						A-B-C-D
	⑰先生の説明や友達の意見をよく聞いている。						A-B-C-D
	⑱積極的に発言、発表をしている。						A-B-C-D
	⑲おしゃべりやぼんやりなどせず、授業に集中している。						A-B-C-D
	⑳ノートやプリント等、ていねいに書いている。						A-B-C-D
メモ欄							観察者（記入しなくてもよい）

○ 下沼部小学校の事例

1 平成16年度 学校運営計画より抜粋

下沼部小学校では、平成16年度に創立50周年をむかえ記念式典を行っています。教育目標の具現化のために学校経営の重点として次の3項目にしぼって学校経営を進めました。

①基礎的基本的な学力の定着と評価

○一人ひとりの子どもを大切にしたい学校

②50周年記念事業の推進

○創立50周年を共に創り、共に祝い、共に伸びる学校

③家庭・地域の連携強化

○家庭・地域との連携協力ができる学校

2 学校教育推進会議を外部評価として位置づけた学校評価の取組

本校では、平成13年度より「学校評価」を行っているが、年度を追うごとに評価者や項目に検討を重ねて実践しています。

この事例では、平成15年度に実施した学校教育推進委員による外部評価の実施計画と評価シートを掲載しました。



平成16年度 学校評価について

川崎市立下沼部小学校

学校教育目標	児童のめあて
○よく考え、すすんで学習する子ども	(やりぬく子)
○こころ豊かで思いやりのある子ども	(ゆたかな子)
○明るく健康な子ども	(じょうぶな子)

(平成16年度 学校運営計画より抜粋)

1 本校の教育推進について

(1) 教育目標の具現化へ

(2) 教育目標具現化の施策

①よく考え、すすんで学習する子どもになろう

基礎的基本的な学習内容の定着。自分の考えを話す子。よく聞く子。よく考える子。自らの考えを持つ子。粘りづよい子等。

- ・重点施策1 低学年、高学年別少人数制学習の実施(1.2.3年4.5.6年)
- ・重点施策2 専科教員配置による学習の効率化(2年～6年、サポート級の教科等)
- ・重点施策3 総合的な学習及び生活科学学習における記念事業のカリキュラム化と教材開発、学習サポーターの支援指導の充実)

②こころ豊かで思いやりのある子どもになろう

感動する心をもつ子。互いに助け合い認め合う子。やさしく声かけができる子。

- ・重点施策1 人権尊重を中心とした子どもの活動の充実推進(集会・CAP)
- ・重点施策2 聞き耳タイム、読書タイム、ひびきあいタイムの継続充実。
- ・重点施策3 児童指導と相談活動の充実(事例研究、相談室の活用)不登校対策の推進。

③明るく健康な子どもになろう

生命を尊重し、健康安全に気をつける子。進んで体を鍛える子。最後までがんばる子。規則正しい生活習慣を身に付ける。朝夕の元気な挨拶運動の推進。

- ・重点施策1 校内・校外でのあいさつ活動の徹底(オアシスサ運動の徹底)
- ・重点施策2 規則正しい生活の徹底(校内、校外)(例:遅刻者をなくす)
- ・重点施策3 児童の健康管理環境の整備(照明・加湿器等の整備)

(3) 3つの教育目標の具現化のための教育環境づくり

①特色ある学校づくりのための教育活動の創造的な実践

②50周年記念事業を推進する(記念事業とふれあいぬまべ祭り等の統合)

③地域との連携を密にした教育活動の展開

- ・地域の人材、施設、団体との密接な連携
- ・学習活動への地域の人材の積極的な導入(地域講師の導入)
- ・児童の地域活動への積極的な参加支援

④下沼部小「生き生きボランティア人材データバンク」の整備

⑤学校教育推進会議の推進

2 本年度の学校経営の重点

①基礎的基本的な学力の定着と評価

○一人ひとりの子どもを大切にされた学校

②50周年記念事業の推進

○創立50周年を共に創り、共に祝い、共に伸びる学校

③家庭・地域の連携強化

○家庭・地域との連携協力ができる学校

<平成15年度 学校教育推進委員による外部評価の実施計画>

学校教育推進委員へは、当日のご案内の文書といっしょに、次のような実施計画を示しています。

第2回学校教育推進会議実施計画

下記のスケジュールにおいて、授業参観、給食試食、清掃活動等の参観を予定しておりますので、可能な方は、11時30分の4校時より授業の参観をおねがいたします。時間の都合がつかない方は、可能な時間に合わせてご出席ください。なお校長室にて給食がございしますので、大変申しわけありませんが給食の試食をするか、しないかについては、事前（11月28日まで）に教頭までご連絡くださいますようお願い致します。

1. 第1部 授業参観・給食試食、清掃活動視察

①4校時授業（1年～6年）	11時30分～12時15分	} この時間帯でご都合のよい時刻に参観下さい
②各学級給食タイム（1年～6年）	12時15分～12時55分	
③清掃活動（1年～6年）	12時55分～13時15分	
④5校時（2年～6年）	13時20分～14時05分	
⑤6校時（4年～6年）	14時05分～14時50分	

2. 第2部 学校教育推進会議

- ①学校教育推進会議（校長室） 15時00分～16時45分

※なお授業参観、給食、清掃活動の参観等をしていただいて、子どもたちの活動の様子を簡単な評価表にチェックしていただく予定です。よろしくお願いいたします。

評価表については、「もっとよくするにはどうしたらよいか」という観点でチェックしていただく予定です。よろしくお願いいたします。

- 案件
- ふれあいぬまべ祭り等の学校行事の様子と反省
 - 平成15年度下沼部小学校児童の学校生活について
 - ・ 今日の授業や給食、清掃活動を参観して
 - ・ 子どもたちの意見
 - その他
 - ・ 創立50周年事業について
 - ・ その他

平成15年度学校教育推進会議

「学校生活についての調査表」

氏名 _____

下記の調査事業について、貴委員の観察により該当する評価基準に○印を付けて下さい。
なお評価はA～Dまでで、その基準段階は以下の通りです。

■評価段階

- A とてもあてはまる (80%以上)
- B だいたいあてはまる (80～60%以上)
- C あまりあてはまらない (60～40%以上)
- D ぜんぜんあてはまらない (40%以下)

教育目標	本年度の具体的な施策	学校生活の評価項目	A	B	C	D
よく考え進んで学習する子どもになる	①ゆとりの中でじっくりわかる授業づくりの工夫を図る	①先生は誰にもわかりやすい授業を心がけ一人ひとりを大事にしている。				
		②先生は基礎・基本となる学力が身につくよう教材、指導法に努力している。				
		③先生は子どもたちが学習に興味をもって取り組むよう心掛けている。				
		④先生は子どもの質問によく応えている。				
		⑤先生は私語や手遊び等にきちんと指導している。				
	②少人数制や専科教員による学習の充実を図る	⑥低学年の子の算数指導は一人ひとりの個のわかり方を大事にしている。				
		⑦高学年の子の算数指導は基礎学力の定着に努めている。				
		⑧専科教員は教材の工夫や指導法に工夫をして取り組んでいる。				
		⑨各学年の少人数制による国語指導は基礎学力の定着を図っている。				
心豊かで思いやりのある子どもになる	③人権尊重を中心とした子どもの活動を充実する	⑩子どもたちは毎日楽しく学校に来て、活動している。				
		⑪子どもたちは学校内での言葉づかいをきちんとしている。				
		⑫サポート級の子どもたちは交流級でなかよく学習したり遊んだりしている。				
		⑬友達の名前の呼び方は、男女別なく「さんづけ」をしている。				
		⑭担任は子どもの呼び方に「さんづけ」をしている。				
	④聞き耳タイム、読書タイム、ひびきあいタイムの継続充実を図る	⑮子どもたちの授業での「聞く・読む・話す」活動がしっかり身に付いている。				
		⑯休み時間での子どもの言動が穏やかである。				
		⑰給食時、子どもは友達と楽しく給食している。				
	⑤児童指導・相談活動を充実する	⑱先生は子どものことについていつでも相談にのってくれている。				

教育目標	本年度の具体的な施策	学校生活の評価項目	A	B	C	D
明るく健康な子どもになる	⑥校内・校外でのあいさつ活動を徹底する	⑱子どもたちは学校内でお客様との挨拶がきちんとできている。				
		⑳子どもと先生のあいさつもきちんとしている。				
	⑦規則正しい生活を行なえるよう努める	㉑登校時間を守って登校している。				
		㉒好き嫌いなく給食を食べている。				
		㉓朝から体調の悪い子がいない。				
	⑧子どもの健康管理環境の整備に努める	㉔クラス内や廊下の電気照明が適切である。				
		㉕保健室が整備されている。				
		㉖子どもの体調不良の際の対応システムが整備されている。				
本校の特色を生かした教育活動の推進	Ⅰ単学級のデメリットをメリットとして生かす	①各学級の学習や児童指導において先生方がきめ細かな指導に努力している。				
		②教育活動において子どもの実態に即して弾力的な取り組みがされている。				
		③教師と保護者がお互いに理解しあい連携に努めている。				
	Ⅱ教職員集団は協働意識の基に学校経営にあたる	④学級経営や学校行事等において教職員の協働体制ができている。				
		⑤わくわくプラザとの協力体制ができている。				
教育環境の整備を推進する	Ⅲ緑豊かな学校環境のよさを教育活動に生かす	⑥植物を大切にし、果樹等の収穫や販売活動を教育活動の一環として位置づいている。				
	Ⅳ地域の方々との理解と支援を教育活動に生かす	⑦地域の教育力を学校行事や学習活動に生かしている。				
		⑧地域の人々に学校の出来事等の啓発活動がよく行なわれている。				
		⑨学校の諸活動に地域の人々によるボランティア活動が盛んである。				
	学校経営に関する全体の評価		⑩学校全体においてこれまでの取り組みに対してあなたはどうか評価されましたか？ 右の4段階の評価欄に○印をつけて下さい。			

○今井中学校の事例

1 本年度の重点目標

今井中学校では、毎年本年度の重点目標を設定し、その目標達成のためにさまざまな取組を行っています。

本年度の重点目標

「確かな学力の定着・強い心身・豊かな人間性」

2 評価シートを用いた内部評価の取組

この事例では、教職員が12月に行った評価シートを用いた内部評価を提示しました。

内部評価として結果を掲載し、その分析をしっかり行うことによって今後の教育活動の点検、指導法の工夫等に活用していくことをねらっています。



学校評価の取り組み

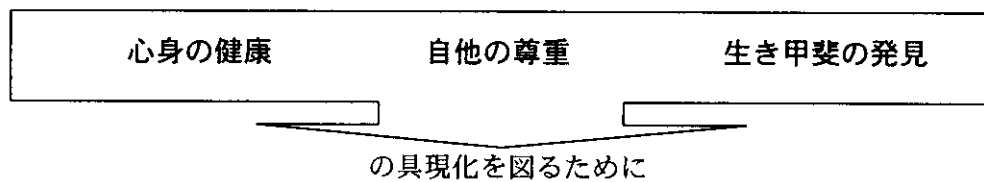
川崎市立今井中学校

はじめに

本校では、学校教育推進会議を各学期ごとに開催し、地域・生徒・保護者からの外部の声を教育現場に取り入れる工夫を行っている。意見を聞く前の段階で、本校の教育目標、学校方針・重点目標の説明を行うことはもちろんの事、めざす生徒像を理解してもらい本校の教育活動の取り組みぶりを理解してもらおう目的をもって実施している。構成は、生徒代表3名、保護者代表3名、地域代表3名（町会長・子ども会・地域教育会議）、教職員代表、校長、教頭、教務主任の計13名で、校内外の諸問題を検討、討議、実施状況などを話し合っている。

教職員に対しては、教育目標の具現化を図るために内部評価を実施している。本校の教育の取り組み具合を、校内外からチェックすることにより、今後の教育活動に反映できるものと感じている。

1 本校の教育目標



2 川崎市の教育プラン（平成16年度の中間報告をふまえて）

- ・多様化する価値観のなかで、子どもと大人がともに生き、一人ひとりが生き生きと輝く学習社会を創造する
- ・地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育活動の向上へつなげる

「重点施策」

- 「生きる力」をつける
- 「個性が輝く学校」をつくる
- 「教職員の力」を伸ばす
- 「自ら学ぶ市民」を応援する
- 「市民の力」を活かす

3 学習指導要領の基本的ねらい

完全学校週5日制のもと「ゆとり」の中で、「特色ある教育」を展開し、生徒に豊かな人間性や自ら主体的に学び考える力など「生きる力」を育成し、社会の変化に主体的に対応できる能力、自ら考え、主体的に行動する力の育成をめざす。

4 学校の役割

集団生活をする中で社会性を身につける

- ・学ぶための基礎・基本をきちんと身に付けさせる
- ・学ぶことの意味を体得させる
- ・他の人との関わり方を学ばせる
- ・強い心身の健康を育てる

以上4項目の共通理解の上にたち、本年度の重点目標が設定された。12月に内部評価を行い、今後の教育活動の点検、指導法の工夫等に活用していきたい。

平成 16 年度 重点目標 「**確かな学力の定着・強い心身・豊かな人間性**」

1 学習について

学ぶことが好きな生徒を育てる

- ・基礎・基本の徹底と定着（指導方法の工夫、少人数制・T Tの活用・選択授業の充実）
※ 習熟度編成の検討
- ・自ら学び、自ら考える学習の定着
- ・正しい表現力の向上
- ・総合的な学習の時間の充実

2 生活について

心に響く生徒指導の充実（教職員間の明るいチームワーク・内外に開かれた学校）

- ・集団生活をする中で、感謝と思いやりの心を育てる
- ・集団生活をする中での規律を身につけさせる
（あいさつの励行・時間を守る・清掃をきちんとする）
- ・いじめの防止と早期発見
- ・不登校生徒へのきめ細やかな指導（小中との連携）
- ・指導方針の共通理解（登下校指導・昼食指導・清掃指導・服装指導など）
- ・教育相談の充実
- ・公共心の育成（学校の物を大切に使う）

3 生徒活動について

明るく楽しく充実感のある学校生活

- ・学級経営の充実（生徒一人ひとりが、所属感・存在感・充実感を味わえる）
- ・リーダーの育成（生徒会・委員会・学年・学級活動）
- ・生徒の自主性を活かした活動（学校行事・生徒会活動・学級活動・部活動の充実）
- ・奉仕の精神の高揚（気づき・考え・行動する）

4 特色ある学校について

地域に根ざした教育の推進

- ・心の教育の充実（人間としての生き方・公共心・読書など）
- ・学校・生徒会行事の充実（体育祭・文化祭など）
- ・学校・家庭・地域との連携融合（学校だよりの充実・地域への配布、
- ・学校教育推進会議・地域教育会議、ひすい会＝P T A O B 会・地域等との連携）
- ・進路指導の充実（目標を持たせる）
- ・情報教育の推進（情報社会への適応）
- ・道徳教育の充実
- ・障害児教育の充実（個別級と普通学級のかかわり）

5 教職員の研修について

- ・校内授業研究の充実
- ・指導と評価の研究
- ・P C 研修の充実

6 その他

- ・報告・連絡・相談の徹底
- ・体罰・不祥事の防止と根絶
- ・公簿・備品の管理の徹底
- ・定期的な安全点検と修理

本校重点目標 A 満足できる B おおむね満足できる C どちらかという課題がある D 課題がある

1 学ぶことが好きな生徒を育てる

1	基礎基本の定着を身につけさせる工夫をしているか。	A	B	C	D
2	普通の教科指導で指導法の工夫をしているか。	A	B	C	D
3	自ら学び自らかんがえる学習の工夫がはかられているか。	A	B	C	D
4	正しい表現力の育成と向上が図られているか。	A	B	C	D
5	総合的な学習の時間の充実が図られているか。	A	B	C	D
6	評価を次回・次年度に生かしているか。	A	B	C	D
7	教育計画をしっかりと立てているか。	A	B	C	D
8	評価について学年・教科で話し合っているか。	A	B	C	D
9	各学年の系統的な進路指導を行っているか。	A	B	C	D
10	少人数授業での成果は上がっているか。(実施教科のみ)	A	B	C	D
11	TTの指導法の工夫改善をしているか。(実施教科のみ)	A	B	C	D

2 心に響く生徒指導の充実

12	感謝と思いやりの心を育てる工夫を行っているか。	A	B	C	D
13	規律を身につけさせる指導の工夫が行われているか。	A	B	C	D
14	あいさつの励行はしっかりと指導できているか。	A	B	C	D
15	時間を守る指導がしっかりと指導できているか。	A	B	C	D
16	清掃指導はしっかりとできているか。	A	B	C	D
17	いじめの防止についての指導を行っているか。	A	B	C	D
18	不登校生徒へのきめ細やかな指導を行っているか。	A	B	C	D
19	不登校生徒の情報等を小学校と継続的に連携を図っているか。	A	B	C	D
20	指導方針の共通理解を把握して指導しているか。登下校・昼食・清掃・服装指導など	A	B	C	D
21	普段から、教育相談を工夫して行っているか。	A	B	C	D
22	公共心の育成を図っているか。公共物の大切さを指導しているか。	A	B	C	D
23	相談体制の中で誰とでも相談できているか。	A	B	C	D
24	関連機関との生徒指導連携ができているか。	A	B	C	D
25	問題行動対処の組織的体制が整っているか。	A	B	C	D
26	問題行動早期指導を全体で取り組んでいるか。	A	B	C	D
27	生命・規範などを道徳で系統的に指導しているか。	A	B	C	D
28	家庭と綿密な生徒指導連携ができているか。	A	B	C	D

3 明るく楽しく充実感のある学校生活

29	学級経営の充実を図っているか。(担任のみ)	A	B	C	D
30	個別級と普通級の関わりに工夫を図っているか。(担当者のみ)	A	B	C	D
31	生徒が所属感・存在感・充実感を感じる工夫を行っているか。	A	B	C	D
32	リーダーの育成を図っているか。(生徒会・委員会・学年・学級)	A	B	C	D
33	自主性を生かした活動の工夫をしているか。(学校行事・生徒会・学級・部活動)	A	B	C	D
34	奉仕の精神の育成を図っているか。	A	B	C	D
35	相互理解・信頼の基に活動がなされているか。	A	B	C	D
36	魅力ある学校行事の企画に工夫を行っているか。	A	B	C	D
37	主体的な生徒会活動をしっかりと支援しているか。	A	B	C	D
38	部活動活性化に努力しているか。	A	B	C	D
39	人間としての生き方の指導を行っているか。	A	B	C	D
40	学校行事の充実を図っているか。	A	B	C	D
41	生徒会行事の充実を図っているか。	A	B	C	D
42	進路指導に自己の目標を持たせられているか。	A	B	C	D
43	道徳教育の充実が図られているか。	A	B	C	D

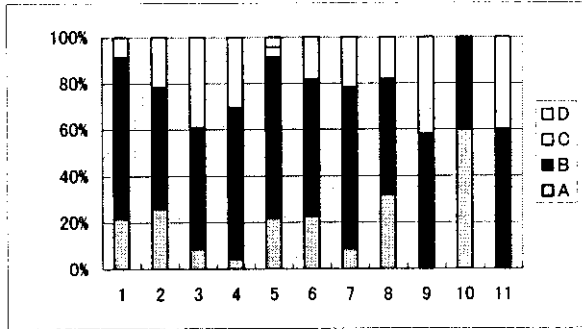
4 地域に根ざした教育の推進

44	学校・地域・家庭との連携を図る工夫を行っているか。	A	B	C	D
45	保護者との交流機会を多く持つ工夫をしているか。	A	B	C	D

5 教職員の研修

46	校内の授業研を積極的に実施しているか。	A	B	C	D
47	評価法の研究を行い実施しているか。	A	B	C	D
48	研修は実践に役立つものになっているか。	A	B	C	D
49	研修組織は、計画的に実施されているか。	A	B	C	D
50	教科・教材備品はよく活用しているか。	A	B	C	D
51	個人情報の管理システムが確立されているか。	A	B	C	D
52	情報機器が授業で活用されているか。	A	B	C	D
53	会議が交換・討議の場として有効であるか。	A	B	C	D
54	障害者理解の指導法を工夫しているか。	A	B	C	D
55	情報社会への適応ができているか。	A	B	C	D

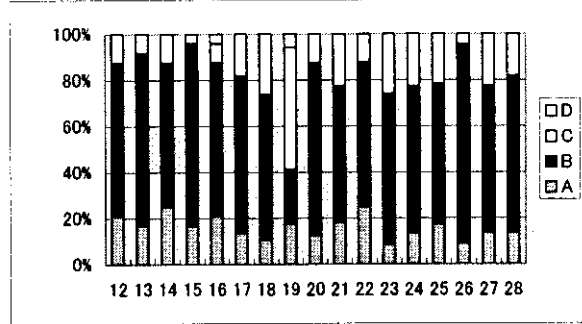
各項目の考察



3 自ら疑問を持ち、それを解決する姿勢の育成には、今後指導の重点化を図る必要がある。

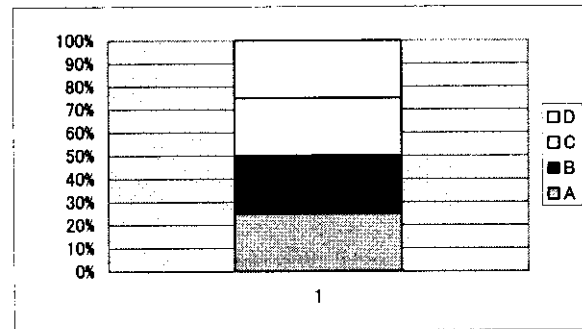
9 発達段階に応じた進路学習を系統的に指導する必要がある。

11 ITの指導法の改善を行う必要がある。



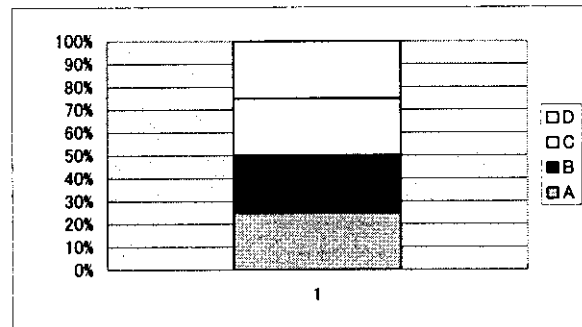
19 不登校生徒の情報収集が、入学当初のみであり、今後、小学校との連携・協力体制を築く必要がある。

23 職員間の報告・連絡・相談の強化と、相談体制の雰囲気作りの構築が必要である。

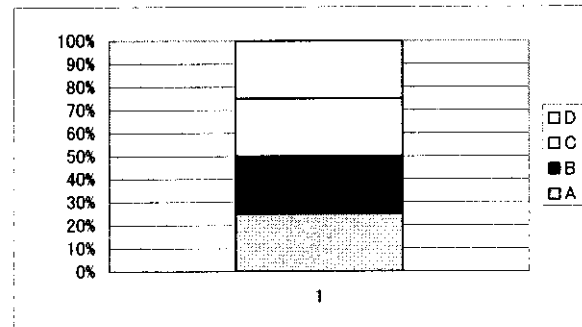


全体的に、充実感のある学校生活を送る上での行事の見直しと充実を図る必要がある。

34 集団生活の中で共生・奉仕の精神の育成を図る必要がある。



一部の担当だけに留らず、全職員による学校・地域・家庭との連携を図る必要がある。



46 校内の授業研究を始め、年度当初からの計画を必要とする。

52 情報教育推進校としての情報研修の強化が必要である。

54 障害児教育の研修を深める必要がある。

○ 稲田中学校の事例

1 学校評価の具体例

稲田中学校では、年間をとおして次のような学校評価を実施しています。

- (1) 聞き取りによる評価
- (2) アンケート等による評価
- (3) 評価シートによる学校評価

2 評価から改善へ

この事例では、さまざまな機会をとらえて校長が、面談や会議等で聞き取ったことを受け止め、すぐに改善の方向を示すといった流れを掲載してあります。

学校評価シートの活用とともに、PTAの役員や学校教育推進委員等との対話を大切にした学校運営のあり方のひとつの提示です。



平成16年度学校評価について

川崎市立稲田中学校

1 評価の方法について

(1) 聞き取りによる評価

- ①人事評価の面談における教職員による評価（年2回）
- ②学校教育推進委員会における各委員による評価（年3回）
- ③PTA 役員会、実行委員会における各委員による評価（年11回）

(2) アンケート等による評価

- ①学校行事(体育祭、文化祭、マラソン大会、合唱コンクール)終了後の行事反省における教職員による評価（年4回）
- ②年間反省、次年度計画・要望における教職員による評価（年1回）

(3) 評価シートによる学校評価

- ①教職員による評価（年1回）
- ②PTA 役員、実行委員による評価（年1回）
- ③学校教育推進委員による評価（年1回）

2 評価の実施状況および内容について

(1) 学校教育推進会議における評価（*構成：生徒3名、保護者4名、地域住民5名）

①6月25日(金)

- ・学校教育目標、学校経営目標、学校経営の重点、配慮事項の提示と意見聴取
- ・学校教育活動に対する意見聴取
- ・学校行事(入学式、合唱コンクール)に対する意見聴取

②11月26日(金)

- ・学校教育活動に対する意見聴取
- ・学校行事(体育祭、文化祭)に対する意見聴取
- ・学校二学期制試行に対するアンケート調査及び意見聴取

③3月17日(木)【予定】

- ・次年度年間行事計画に対する意見聴取
- ・学校行事(マラソン大会、卒業式)に対する意見聴取
- ・年間の学校教育活動に対する意見聴取

*評価シートによる学校評価（説明・配布し、1週間後提出）

(2) PTA 役員、実行委員会における評価（*構成：役員9名、各委員57名）

①4月～2月（8月を除く）

- ・各月1回、実行委員会において最後に学校行事、学校教育活動全般について、自由に質問・意見交換の場を設けている。

②12月7日(火)

- ・学校二学期制試行に対するアンケート調査及び意見聴取

③3月8日(火)評価シートによる学校評価【予定】

- *評価シートと封筒を説明・配布し、1週間後封筒に入れて担任に提出する。家で子どもの意見を聞きながらでも良いとする。

(3) 教職員による評価

- ①学校行事(合唱コンクール、体育祭、文化祭、マラソン大会)終了後の行事反省における教職員による評価（6月、9月、10月、12月に実施）
- ②年間反省、次年度計画・要望における教職員による評価[2月～3月実施予定]
- ③人事評価目標設定時の面談による意見聴取（6月）
- ④人事評価時の面談による意見聴取[2月～3月実施予定]
- ⑤評価シートによる学校評価[2月実施予定]

3 評価の公開について

- (1) 学校教育推進会議や PTA 役員、実行委員会における評価
 - ・その都度、「校長室だより」で全校生徒、保護者に配布する。
- (2) 評価シートによる評価
 - ・結果を表やグラフにまとめ、年度内に学校教育推進会議委員、PTA 実行委員、全教職員に配布する。また、抜粋を 3 月「校長室だより」にて、全校生徒、保護者に配布する。

4 評価から改善への具体的事例(学校教育推進会議での聞き取りによる評価)

【体育祭について】

(地域) 応援がまとまっていてよかった。どこも素晴らしかったが、評価はどのようにしているのか。

⇒16 年度は、全職員で一斉に評価することとし、評価の観点を生徒、保護者に配布した。

(親) 昼食後、来賓テントが空いている。一般に開放しては？

⇒16 年度は午後に来賓テント及び敬老席を縮小し、一般席とした。

(親) 体育祭の練習期間が短い、とくに組体操は危険、怪我人が出ている。やるのであれば練習の時間を多くしてほしい。

⇒17 年度に向け、安全面を重視して、練習時間、組体操の内容を検討する予定でいる。

【評価・評定について】

(親) 絶対評価・評定についてはテストの成績との関連が薄いので、なんとなく不信感がある。評価についてもう少し説明が必要ではないか。

⇒再度、詳しく説明した、「評価・評定について」のプリントを各家庭に配布するとともに職員研修を実施し、学期末の保護者会で説明するようにした。

【授業について】

(親) 授業中にうるさい、授業にならない学級がある。教科の先生だけのせいだけではないと思う、授業を妨害する生徒もいると聞く。授業への取り組みの学級指導と共にわかる授業や魅力ある授業そして規律ある指導に先生も努力して欲しい。

⇒すぐに各学級の授業状況を調べ、「授業を大切にしよう」と全体集会、学年集会において生徒たちに呼びかけ、学級指導も実施した。さらに教員同士互いに授業を見せ合い、授業参観報告書を提出させるようにした。その後も、教科ごとの授業研究を継続させている。全体としては、効果はあがっているが教員個人の問題は難しい。

【少人数授業について】

(生徒) 少人数授業で人数が少なくなったからといって、先生がいままでと同じ教え方なのであまり変わった印象は無い。

⇒職員に少人数を効果的に活用した授業をしてほしいと要請した。15 年度は 2 クラスを 3 つに分けた方法だったが、16 年度は少人数学級指導のねらいを明確にし、1 学級を 2 つに分けて、さらに少人数学級を実施し、基礎学力の定着を図り効果をあげている。

【部活動について】

(親) 朝練習で顧問がいないのに活動している部がある。朝練習の時間はいつからか？

⇒朝練習は顧問指導のもとに 7:30~8:10 と決められている。ただ、早く来て、ウォーミングアップをしている生徒がいると思われるが、あまり早くこないように指導した。

(親) 学校週 5 日制はいいと思う。土曜日は 1 日部活動で疲れてしまい、日曜はぐたつとしている。土曜日に学校で授業をしてから、半日部活動のほうがよいのでは。

⇒部活動は土日のどちらか 1 日だけ、活動するよう申し合わせている。生徒の健康安全に配慮し、できるだけ全日の活動はしないよう指示した。試合や大会はやむをえないので、生徒、保護者に事前に計画を知らせるようにした。

【二学期制について】

- (親)子どもが家で遊んでいる。秋休みはないほうがよい。秋休みに補習をしてほしい。
⇒秋休みは短く、休みの趣旨から難しいが、夏休みの初めに学習相談や学習会を実施している旨、説明し、17年度はさらに充実するよう検討している。
- (生徒)体育祭の後すぐの定期テストは厳しい。
⇒17年度は、体育祭の実施時期を春に変更するよう検討している。

【その他】

- (親)携帯電話で連絡網を廻す部活があった、携帯電話を持たせる傾向を助長するのはおかしいのではないか。
⇒部活動の連絡網は通常の電話になっていること確認し、連絡網では、携帯電話を使用しないよう指導した。
- (親)子どもがいない時に連絡網が繋がらない、全ての電話番号の入った親用の連絡網を配布して欲しい。
⇒トラブルが多く発生しているので、現在のように、生徒には前後の生徒の電話番号しか教えていない。親用としても連絡網はプライバシーの問題があるので、全家庭の了解を得るため、PTAに検討を依頼している。
- (親)ジャージがなくなったり買ったばかりの問題集がなくなったり、校内でいじめがあるようだが、しっかり対応してほしい。また、連絡しても、指導後の報告がないが？。
⇒いじめへの対応、指導は学校をあげて対応していることを説明した。報告については、行き違いがあったことを確認し、すぐに対応した。これからも、いじめについて、生徒の指導と共に保護者への対応についても全職員に確認した
- (生徒)トイレの鍵が壊されていて、使えない。すぐに修理をしてほしい。
⇒すぐに、修理すると共に、校舎内、特に全職員に日頃から目の届かない個所の巡回に心がけるように指示した。
- (親)教室が暑いようだ、扇風機を各教室に設置してほしい。
⇒16年度夏に間に合うよう、1年生の各教室に扇風機を設置した。

<参考資料> 「校長室だより ～抜粋～」

平成15年12月16日発行より抜粋

- ※ 先日、川崎市学習診断テストがありました。保護者の方から、「診断テストはなんのためにあるのですか?」「成績に関係するのですか?」「高校進学に影響するのですか?」という質問を受けました。もっと早くすればよかったのですが、遅ればせながら『川崎市学習診断テスト』について少しご説明します。
- ・学習診断テストは川崎市独自なもので、国語、社会、数学、理科、英語の5教科で市内一斉に実施されます。結果は集計・分析・考察して、市内の生徒の学習状況を把握します。また、その結果は各学校に配布されそれぞれの学校で教科の指導および評価の参考にします。
 - ・高校入試には直接関係しません。高等学校には川崎診断テストの結果は知らせず、高校入試のための選抜資料になりません。
- (以下略)

平成17年1月14日発行より抜粋

- ※ 先日、「授業中にうるさい、授業にならない学級がある。教科の先生だけのせいだけではないと思う、授業を妨害する生徒もいると聞く。授業への取り組みの学級指導と共にわかる授業や魅力ある授業そして規律ある指導に先生も努力して欲しい。」という要望をいただきました。一方的に先生の批判をするだけでなく、生徒への指導を含めての配慮あるご意見に感謝すると共に、教える側の努力の必要性を痛切に感じました。学校は授業が命だと私は思っています。生徒のための授業への研修を深めていきます。

平成16年度 学校評価シート(教職員用)

*それぞれの項目ごとに次の目安で評価欄に○印をつけてください。

【A:ほとんど達成できていない B:あまり達成できていない C:多少達成できた D:ほぼ達成できた】

評 価 項 目	A	B	C	D
1 生徒とのかかわりにおいて				
(教科指導)				
① 教科の評価、評定の規準を生徒に明示する				
② 指導目標、年間計画を作成し、生徒に示す				
③ 教育機器を効果的に活用する				
④ 自ら学ぶ姿勢を引き出す魅力ある授業の工夫をする				
⑤ 基礎学力定着のための授業の工夫をする				
⑥ 教科指導の力量を高める研究・研修をする				
(生徒指導)				
① 生徒との心のふれあいを重視し、生徒の心にせまる温かく、きめ細やかな指導をする				
② 生徒の心を傷つけない言葉、態度で接する				
③ 教育相談を充実する				
④ 顧問と部員の信頼関係を築き、部活動を通して、好ましい人間関係を育成する				
⑤ 健康安全に留意した部活動運営をする				
(学級経営)				
① 行事への積極的に取り組めるよう指導をする				
② 充実した清掃活動の指導をする				
③ 支援を要する生徒へ積極的にかかわりを持つ				
④ 日常活動の中で生徒との関わりを深める				
⑤ 日頃からの生徒同士の間関係や安全への気配りをする				
2 教職員相互において				
① 学年会や分掌部会での話し合いを活性化する				
② 互いに支え補い合える職場環境を作りあげる				
③ 行事の精選、分掌の均等化を図り教職員自身の精神的、時間的なゆとりを作りあげる				
④ 教科指導の力量を高める研究・研修体制を充実する				
3 保護者とのかかわりにおいて				
① 保護者との緊密な連携を図る				
② P T A活動へ積極的に参加する				
③ 地域活動へ積極的に参加する				
④ 教師と保護者との信頼関係を確立する				
⑤ 家庭及び関係諸機関との連携を図る				

○川崎市個人情報保護条例

昭和60年6月29日

条例第26号

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 個人情報の保管等の制限(第7条～第12条)
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利(第13条～第21条)
- 第4章 救済手続及び救済機関(第22条～第23条の8)
- 第5章 苦情の処理(第24条・第25条)
- 第6章 個人情報保護運営審議会(第26条)
- 第7章 個人情報処理受託者の義務及び事業者に対する指導、勧告等(第27条～第29条)
- 第8章 出資法人の義務及び国等への要請(第30条・第31条)
- 第9章 雑則(第32条～第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業を営む個人の当該事業に関する情報

イ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

(2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則(市長の定める規則をいう。以下同じ。)で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の保管等の制限

(保管等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令の定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を守るため市長が川崎市個人情報保護運営審議会(第26条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて認めた事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。

(業務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第2条第1号に規定する公文書として記録されるもの又はされたものをいう。第23条、第24条、第25条、第27条、第30条及び第31条を除き、以下同じ。)の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 個人情報の記録の管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、業務が開始され、又は変更された日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(収集の制限)

第9条 実施機関は、前条の規定により届出をし、又は届出をする業務(以下「届出業務」という。)に係る個人情報を収集する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

- (1) 業務の名称及び法令の根拠
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の記録の内容

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げる場合においては、届出業務に係る個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき。
- (2) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (3) 公刊された出版物によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき。
- (4) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。

4 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、法令の定めがあるとき、正当な行政執行に関連があるとき、その他規則で定めるときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて当該個人情報の記録の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

3 実施機関は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、届出業務に係る個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、個人情報の記録の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報ファイルの作成等)

第12条 実施機関は、届出業務に係る個人情報を処理するに当たって、電子計算組織を利用した個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル」という。)を新たに作成しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、届出業務に係る個人情報を処理するに当たって、個人情報ファイルを実施機関以外の個人情報ファイルと結合しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(開示を請求する権利)

第13条 何人も、実施機関に対し、届出業務に係る本人の個人情報の記録の開示の請求をすることがで

きる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人(以下これらを「代理人」という。)は、本人に代わって開示の請求をすることができる。
- 3 実施機関は、前2項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該個人情報の記録を開示しなければならない。
 - (1) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められるもの
 - (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの
 - (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるもの
 - (4) 第三者に関する情報を含む個人情報の記録であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
 - (5) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
 - (6) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録に前項各号のいずれかに該当する個人情報の記録とそれ以外の個人情報の記録とが記録されている場合は、これを可能な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する個人情報の記録が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録が第3項各号のいずれかに該当する場合であっても、本人の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報の記録を開示することができる。

(個人情報の記録の存否に関する情報)

第13条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報の記録が存在しているか否かを答えるだけで、前条第3項各号のいずれかに該当する個人情報の記録を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の記録の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求する権利)

第14条 何人も、実施機関に対し、届出業務に係る本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる。

(削除を請求する権利)

第15条 何人も、実施機関に対し、第7条の規定による保管等の制限を超え、又は第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで本人の個人情報が収集されたときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。

(目的外利用等の中止を請求する権利)

第16条 何人も、実施機関に対し、第10条第1項又は第2項の規定によらないで本人の個人情報の記録の目的外利用等がされているときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(準用)

第16条の2 第13条第2項の規定は、前3条の規定による請求について準用する。

(請求手続)

第17条 開示請求又は第14条の規定による個人情報の記録の訂正、第15条の規定による個人情報の記録の削除若しくは第16条の規定による目的外利用等の中止の請求(前条において準用する場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、実施機関に対し、本人又は代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 請求する者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の記録の内容
- (3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止の内容
- (4) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(請求に対する諾否の決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示請求にあつては15日以内、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する諾否の決定(開示請求を拒否する場合にあつては、第13条の2の規定により拒否するとき及び開示請求に係る個人情報の記録を実施機関が管理していないときを含む。以下「諾否の決定」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、これらの期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、諾否の決定をしたときは、実施機関の定めるところにより、速やかに当該諾否の決定の内容を請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、前条第1項の請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(諾否の決定の期限の特例)

第18条の2 第17条第1項の規定による請求に対し、請求に係る個人情報の記録が著しく大量であるため又は当該個人情報の記録の検索に著しく日時を要するため、当該請求があった日から起算して、開示請求にあつては60日以内、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求にあつては75日以内にそのすべてについて諾否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、請求に係る個人情報の記録のうちの相当の部分につきこれらの期間内に諾否の決定をし、残りの個人情報の記録については相当の期間内に諾否の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報の記録について諾否の決定をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 18 条の 3 開示請求に係る個人情報の記録に市、国、他の地方公共団体及び開示請求をした者以外の者(以下この条、第 22 条の 2 及び第 22 条の 3 において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、諾否の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の記録の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の記録の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示請求に係る個人情報の記録の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 22 条及び第 22 条の 2 において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続等)

第 19 条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る個人情報の記録を開示しなければならない。

2 個人情報の記録の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録を開示することにより、当該個人情報の記録を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の記録の開示に代えて、当該個人情報の記録を複製したものを開示することができる。

4 開示決定に基づき個人情報の記録の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から 30 日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第 18 条の規定により、個人情報の記録の全部又は一部について訂正、削除又は目的外利用等の中止をする旨を決定したときは、速やかに当該個人情報の記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、その旨を請求者及び現に当該個人情報の記録の目的外利用等をしているものに対し通知するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、個人情報の記録の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。

(手数料等)

第 20 条 前条の規定による個人情報の記録の開示、訂正及び削除並びに目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)は、当該開示請求に係る個人情報の記録の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(個人情報目録の作成)

第 21 条 実施機関は、個人情報目録及び個人情報の記録の検索に必要なその他の資料を作成し、閲覧に供しなければならない。

第4章 救済手続及び救済機関

(不服申立て等)

第22条 諾否の決定に不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川崎市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに対する裁決又は決定で、諾否の決定(第17条第1項の請求の全部を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第22条の3において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該請求の全部を承諾することとするとき。ただし、当該諾否の決定について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第22条の2 前条第2項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る諾否の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第22条の3 第18条の3第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る諾否の決定を変更し、当該諾否の決定に係る個人情報の記録を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の記録の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第23条 第22条第2項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、川崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第23条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に対する諾否の決定(以下「開示決定等」という。)に係る個人情報の記録の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の記録の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る個人情報の記録の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条の3 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 前項の場合において、審査会は、不服申立人又は参加人を補佐人とともに出席させることができる。

(意見書等の提出)

第23条の4 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の情報提供)

第23条の5 審査会は、不服申立人等の要請に対し、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査会に提出された意見書又は資料について、情報の提供をすることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による情報の提供について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第23条の6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第23条の3の規定により不服申立人又は参加人が意見を述べる場合において、当該不服申立人又は参加人から公開の申立てがあったときは、審査会は、会議に諮り、その意見の聴取を公開することができる。

(答申書の送付等)

第23条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第23条の8 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 苦情の処理

(個人情報保護委員)

第24条 市長は、個人情報の保護に関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、川崎市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)を置く。

- 2 保護委員は、前項に規定する苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 保護委員は、3人以内とする。
- 4 保護委員は、知識経験を有する者で人格識見の高いものの中から市長が委嘱する。
- 5 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(実施機関等の是正措置)

第25条 実施機関、事業者等は、前条第2項の規定による保護委員の勧告があったときは、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

第6章 個人情報保護運営審議会

(個人情報保護運営審議会)

第26条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、川崎市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議する。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。
- 6 第23条第4項から第6項までの規定は審議会の委員について、第23条の8の規定は審議会の組織及び運営に関し必要な事項について準用する。

第7章 個人情報処理受託者の義務及び事業者に対する指導、勧告等

(個人情報処理受託者の義務)

第27条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の処理を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の保護を図るため、当該処理業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(事業者に対する立入調査等)

第28条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為をするおそれがある場合は、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。

- 2 市長は、前項の協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により改めて資料の提出又は立入調査について協力を求めることができる。
- 3 市長は、事業者が前項の要請を拒んだときは、その経過を公表することができる。

(事業者に対する指導、勧告等)

第29条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

第8章 出資法人の義務及び国等への要請

(出資法人の義務)

第30条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(国等への要請)

第31条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

第9章 雑則

(運営状況の報告及び公表)

第32条 実施機関は、毎年、この条例の運営状況について、実施機関の定めるところにより、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(他の手続による開示等の取扱い)

第33条 個人情報の記録の開示、縦覧、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和60年12月19日規則第93号で昭和61年1月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に実施機関が個人情報の保管等をしている業務の届出については、第8条第1項中「業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を」とあるのは「業務について、次の各号に掲げる事項を」と読み替えて同条の規定を適用する。

3 前項の規定により実施機関が業務の届出をする際、現に行っている当該届出の業務に係る個人情報の保管等(第12条に規定する場合を含む。以下同じ。)については、この条例の規定により行った個人情報の保管等とみなす。

附 則(平成13年3月29日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の川崎市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定によりされている個人情報の記録の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求は、同項の規定による改正後の川崎市個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)の規定による個人情報の記録の開示請求又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第22条第1項の規定によりされている不服申立ては、新個人情報保護条例第22条第1項の規定による不服申立てとみなす。

12 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新個人情報保護条例中これに相当する規定がある場合には、新個人情報保護条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。